

第 6 部 寄附行為変更の届出

1. 寄附行為変更の届出書類の作成について

以下の①から⑨に係る寄附行為変更の届出書類については、いずれの場合についても、理事会等で寄附行為変更の議決を経た後に、遅滞なく所轄庁に届け出てください。なお、別途寄附行為変更認可申請を行っている場合又は寄附行為変更認可申請を予定している場合には、認可申請の内容を反映させずに書類を作成してください。

なお、届出書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。また、後でも御説明していますが、届出の受領連絡等はしておりませんので、御承知おきください。

1 提出書類の種類及び提出部数

正 本 1 部

2 提出先

私学部私学行政課法人係

『「寄附行為変更の届出書類」の提出フォーム』から提出してください。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1334533.htm

3 届出事項

- ① 私立大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の設置の場合であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
- ② 私立大学の学部の学科の設置の場合であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
- ③ 私立高等専門学校の学科の設置の場合であって、当該高等専門学校が授与する学科の分野の変更を伴わないもの
- ④ 私立大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止
- ⑤ 私立大学の学部の学科の廃止
- ⑥ 私立高等専門学校の学科の廃止
- ⑦ 設置廃止を伴わない私立学校等の名称変更
- ⑧ 事務所の所在地の変更
- ⑨ 公告の方法の変更

なお、①から⑧については、登記事項の変更が伴いますので、登記完了後に登記事項変更登記完了届を提出してください。

4 届出書類について

次の(1)から(5)の書類を一つの電子ファイル(PDF)にし、INDEX ごとにしおりを付して提出してください。「○ 一般的注意事項について」の「3 申請書類等の提出」を参照の上、提出をお願いします。

※送付状は不要です。

※ファイル名は「提出年月日＋【法人名】寄附行為変更の届出」としてください。

(例) 20241001【〇〇学園】寄附行為変更の届出

※提出したファイルを差し替える場合には、ファイルの末尾に【差替＋日付】を記載してください。(例) 20241001【〇〇学園】寄附行為変更の届出【差替 1005】

(1) 学校法人寄附行為変更届出書(様式第1－3号)

(2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この書類は、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

(作成例)

寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由

この法人が設置する〇〇短期大学を〇〇大学短期大学部へ名称を変更するとともに、新たに△△学科を設置することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第2号中「〇〇短期大学」を「〇〇大学短期大学部」に改め、「〇〇学科」の次に「△△学科」を加える。

(事由)

2. 第41条中「〇〇短期大学」を「〇〇大学短期大学部」に改める。

(事由)

3. 附則として次の附則を加える。

附 則

【例】 この寄附行為は、令和〇年〇月〇日から施行する。

この寄附行為は、理事会承認の日(令和〇年〇月〇日)から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) ○○大学 ○○学科 (2) <u>○○大学短期大学部</u> ○○学科 △△学科 (公告の方法) 第77条 この法人の公告は、○○大学、<u>○</u> <u>○大学短期大学部</u>、○○高等学校及び○ ○中学校の掲示場に掲示して行う。 <u>附 則</u> <u>この寄附行為は、令和○年○月○日から施行する。</u> <u>この寄附行為は、理事会承認の日（令和○年○月○日）から施行する。</u>	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) ○○大学 ○○学科 (2) ○○短期大学 ○○学科 (公告の方法) 第77条 この法人の公告は、○○大学、<u>○</u> <u>○短期大学</u>、○○高等学校及び○○中学校の掲示場に掲示して行う。

(注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。

(3) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において寄附行為の変更の決議等をしたことが分かる議事録又は決議録の写し（理事会、評議員会それぞれ必要です）を提出してください。

(注)

- ・当該議事の際に使用した資料をそれぞれ添付してください。なお、理事会と評議員会の資料が同一の場合は、そのことが分かるように記載してください。
- ・書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。
- ・議事録については、原本同様議事録署名人の欄に署名若しくは記名押印されたものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明いただいたものの写し（公印不要、抄本可）を添付してください。

(4) 変更後の寄附行為

(5) 事務担当者連絡票

届出書類の内容について照会する場合がありますので、次の事項を明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。①担当者の所属部署、役職、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④メールアドレス。

5 寄附行為変更の届出の注意点について

寄附行為変更届出書の提出に当たっては、以下の点について御注意ください。

(1) 寄附行為の施行日について

理事会の議決日又は理事会において議決された特定日となります。理事会の議決日を遡って施行日とすることはできません。

(2) 寄附行為変更に関する所定の手続について

寄附行為変更については、評議員会においてあらかじめ意見を聞いた上で（寄附行為において評議員会の議決を要している場合は議決を行った上で）、理事会において議決することが必要です。

【参考】私立学校法

第108条 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。

二 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

(3) 名称変更の場合

名称変更時に在籍する学生が旧名称のまま在籍する場合には、附則に経過措置を設ける必要があります。経過措置については、作成例を参考にしてください。

（作成例）・△△学科を◆◆学科に名称変更する場合

新	旧
（設置する学校） 第4条 (1) ○○大学 □□学部 ◆◆学科 (2) ○○大学短期大学部 ○○学科 <u>附 則</u> <u>この寄附行為は令和●年4月1日から施行する。</u> <u>（○○大学□□学部△△学科の存続に関する経過措置）</u> <u>○○大学□□学部△△学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和●年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。</u>	（設置する学校） 第4条 (1) ○○大学 □□学部 △△学科 (2) ○○大学短期大学部 ○○学科 旧名称（△△学科）は残らない。 名称変更した学部

(4) 既設学部等を募集停止し、当該学部等を基に新たに学部等を届出設置する場合

(3) の名称変更の場合とは異なり、附則に経過措置を設ける必要はありません。

※ (3) の名称変更の場合と、(4) の既存学部等を募集停止し当該学部等を基に新たに学部等を届出設置する場合とで、附則の記載方法等を混同している学校法人が多く見受けられますので、該当する手続をよく確認してください。

(作成例)

・ □□学部を募集停止し△△学部を届出設置（□□学部を△△学部に変更）する場合

新	旧
(設置する学校) 第 4 条 〇〇大学 □□学部 ◆◆学科 △△学部 ◆◆学科 ◇◇学科 附 則 この寄附行為は令和●年 4 月 1 日から施行する。	(設置する学校) 第 4 条 〇〇大学 □□学部 ◆◆学科 募集停止した学部（□□学部）は残る。 ※在學生がいなくなってから、廃止に係る寄附行為変更の届出をすること。 募集停止した学部（□□学部）の存続に関する経過措置は設けない。

(5) 学部等の廃止の場合

募集停止時ではなく、当該学部中に在籍する學生が全員卒業・退學・除籍することが確定してから、寄附行為変更の議決を行ってください。

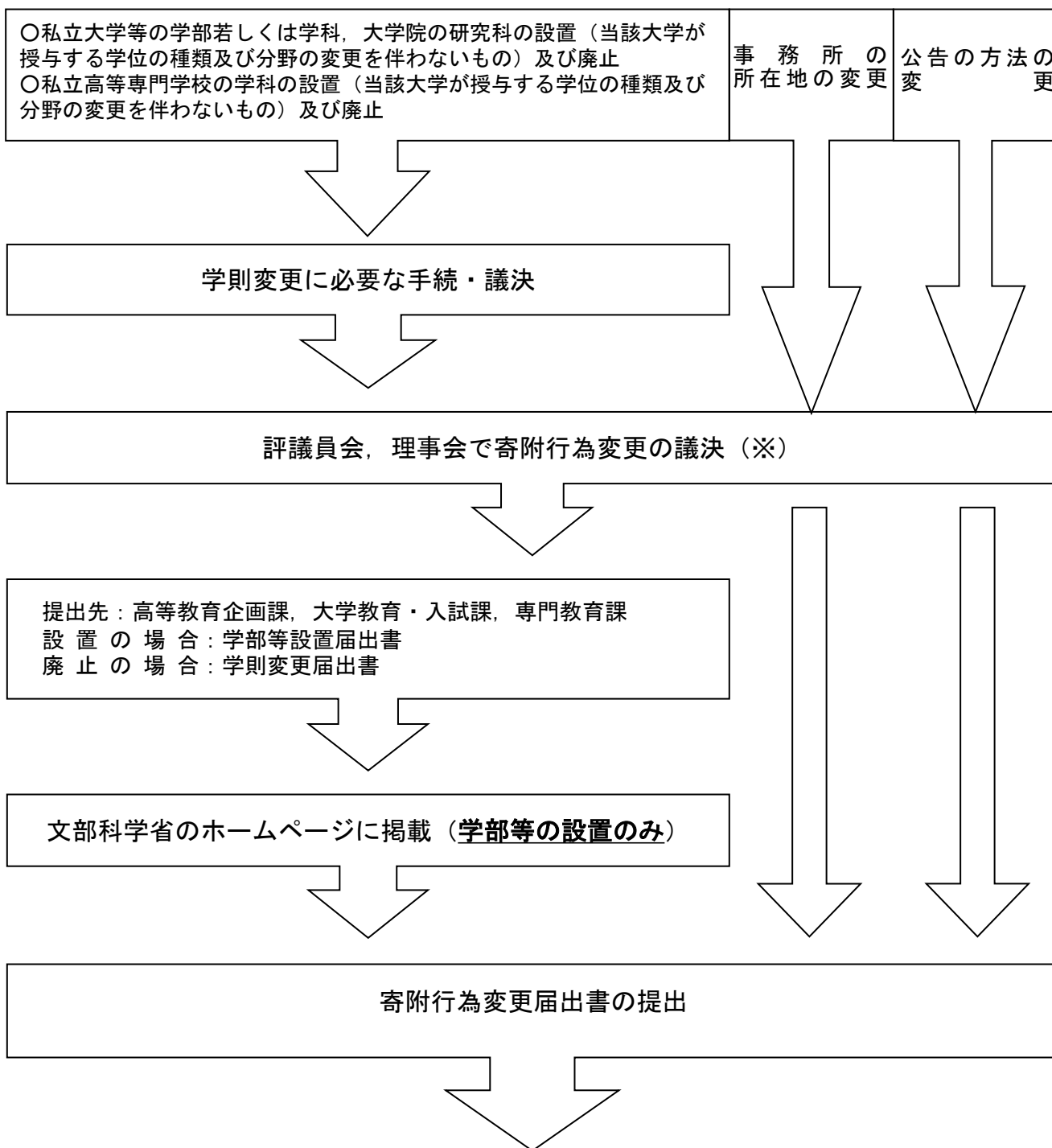
(6) その他

・ 私学行政課法人係から、届出書が到達したことについて受領連絡は行いません。

また、届出受理書等の送付もしていませんので御承知おきください。

・ 「3 届出事項」の①～③について、設置しようとする学部等が、当該大学等が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないかどうかについては、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談により御確認いただくようお願いします。

届出により設置しようとする学部等が届出設置の要件を満たさず、学校教育法第 4 条第 3 項に基づく措置命令が行われた場合、当該届出設置に係る寄附行為変更の届出も受理することができませんので御注意ください。



登 記

【学部等を廃止し、新たに学部等を届出設置する場合】

廃止する学部等名は，在学生在の限り寄附行為から落とさず届出設置する学部等の新名称を寄附行為に記載すること。

廃止する学部等の在学生在がいなくなった時点で，廃止の届出を別途提出。

【名称変更】

学生が旧名称の学部等へ在籍し続ける場合は，寄附行為から旧名称を落とし附則に経過措置を設けること。

○登記事項変更登記完了届

登記事項に変更が生じた場合は，登記事項変更登記完了届と登記簿を提出すること。

（※）寄附行為の変更に関する議決については，設置等届出の前後いつでも可能であるが，必ず寄附行為変更届出書提出前までに行うこと。

寄附行為変更の届出に係る根拠法令

私立学校法	私立学校法施行規則	学校教育法	学校教育法施行令
第108条 (略) 2 (略) 3 寄附行為の変更(軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 (略) 5 学校法人は、第3項の文部科学省令で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 (寄附行為の認可) 第23条 (略) 一・二 (略) 三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。))に広域の通信制の課程(学校教育法第54条第3項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。))に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。) 四 事務所の所在地 五～十五 (略) 十六 公告の方法 2～4 (略)	(寄附行為変更の届出手続等) 第46条 法第108条第3項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項に係る寄附行為の変更とする。 一 法第23条第1項第3号(法第152条第6項において準用する場合を含む。)-に掲げる事項のうち、学校教育法第4条第2項の規定に基づき、認可を受けることを要しないとされた事項、同条第1項(同法第134条第2項において準用する場合を含む。)及び同法第130条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項 二 法第23条第1項第4号(法第152条第6項において準用する場合を含む。)に掲げる事項(所轄庁の変更を伴わない場合に限る。) 三 法第23条第1項第16号(法第152条第6項において準用する場合を含む。)に掲げる事項 2 (略)	第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、(…中略…)大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣 二・三 (略) 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の廃止 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項 3～5 (略)	(法第4条第1項の政令で定める事項) 第23条 法第4条第1項(法第134条第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項(法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。)は、次のとおりとする。 一～四 (略) 五 (略)並びに大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第108条第2項の大学の学科における通信教育の開設 六 私立の大学の学部の学科の設置 七 専門職大学の課程(法第87条の2第1項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。次条第1項第1号ロにおいて同じ。)の設置及び変更 八 大学の大学院の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程(法第104条第1項に規定する課程をいう。次条第1項第1号において同じ。)の変更 九 高等専門学校の学科の設置 十～十二 (略) 十三 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第108条第2項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更 (法第4条第2項第3号の政令で定める事項) 第23条の2 法第4条第2項第3号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの イ 私立の大学の学部の学科の設置 ロ 専門職大学の課程の変更(前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更(当該区分の廃止を除く。)を伴うものを除く。) ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更 ニ 高等専門学校の学科の設置であつて、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの 三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの 四 私立の大学の学部又は法第108条第2項の大学の学科の収容定員(通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。)に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの 五 私立の大学の学部又は法第108条第2項の大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの 六 私立の大学の大学院の研究科の収容定員(通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。)に係る学則の変更 七 私立の大学の大学院の研究科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更 八 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの 2・3 (略)

2. 登記完了後の私立学校法施行規則第 61 条第 2 項に係る届出について

寄附行為の変更に伴い、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 3 条に基づく登記の変更及び私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 61 条第 2 項に基づく届出が必要となりますので、次の書類を、一つの PDF にして提出してください。

- (1) 登記事項変更登記完了届
 - (2) 登記事項証明書（登記簿謄本）の写し ※履歴事項全部証明書の御提出をお願いします。
 - (3) 事務担当者連絡票
- (URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1334533.htm

※送付状は不要です。

※ファイル名は「提出年月日＋【法人名】登記事項変更登記完了届＋認可日（又は届出日）」としてください。（例）20241001【〇〇学園】登記事項変更登記完了届（20240401）

登記事項変更登記完了届については、作成例を参考にしてください。

（作成例）

[文 書 番 号]
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
学校法人 〇〇〇〇
理事長 〇〇〇〇

寄附行為変更認可日と施行日が異なる場合は、施行日を記載。

事 項 変 更 登 記 完 了 届

令和 年 月 日付けで変更のあった寄附行為について、私立学校法第 22 条の規定により登記を完了したので、私立学校法施行規則第 61 条第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更の生じた事項
 - ① 〇〇大学〇〇学部の設置（認可事項）
 - ② 事務所の所在地の変更（届出事項）
2. 認可日（又は届出日）
 - ① 令和〇〇年〇〇月〇〇日認可
 - ② 令和〇〇年〇〇月〇〇日届出
3. 登記年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 添付書類
 - ・ 登記事項証明書（登記簿謄本）
 - ・ 事務担当者連絡票

変更日ではなく登記日を記載。